

山梨県給与支給明細書広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県広告事業実施要綱及び山梨県広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、PDF形式により作成された給与支給の明細に係る電磁的記録であって、山梨県人事給与福利厚生システム（以下「システム」という。）で山梨県職員等に配信されるもの（以下「PDF形式給与支給明細書」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 山梨県職員等 知事部局、企業局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び教育委員会事務局の職員並びに県立学校及び市町村立学校の教職員をいう。
- (2) 広告 PDF形式給与支給明細書に掲載する文字又は画像で表示された情報をいう。
- (3) 広告主 この要領に基づき、広告の掲載を希望する民間事業者（広告取扱事業者を含む。）で、県との間で広告の掲載に係る契約（以下「契約」という。）を締結しようとするものをいう。

(広告掲載)

第3条 広告は、PDF形式給与支給明細書に表示する。

2 毎年度において広告を掲載する回数は、4月から翌年3月までの間に月ごと支給される給与に係る12回並びに6月及び12月に支給される期末勤勉手当に係る2回を合算した14回とする。ただし、期間中に給与改定差額の支給がある場合には回数を追加する。

(広告掲載料)

第4条 広告主は、契約で定める日までに、広告の掲載に係る費用（以下「広告掲載料」という。）を一括して納入しなければならない。

- 2 県に納入された広告掲載料は、減額又は還付しないものとする。ただし、県が掲載すべき広告を掲載しなかったことについて広告主の責めに帰すべき事由がないときその他広告掲載料を減額又は還付する特別の事由があると県が認めるときは、この限りでない。
- 3 機器等の保守又は工事を行う場合、その他県がシステムの運営を一時停止する必要があるものとして別に定める場合においては、前項ただし書の規定は適用しない。
- 4 広告掲載料を減額又は還付する場合においては、当該掲載期間におけるPDF形式給与支給明細書の未配信日数に応じて減額又は還付するものとする。その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(広告の掲載位置・規格)

第5条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置は、PDF形式給与支給明細書の様式の下部（以下「広告枠」という。）とする。
- (2) 広告枠の大きさは、A4印刷時に縦9センチメートル×横18センチメートル以

内とし、掲載可能な電子ファイル容量は100キロバイト以内とする。

- (3) ファイル形式は、J P E G形式1ファイルとし、複数の広告を掲載する場合でも1ファイルに結合させ、動きのあるものは使用しない。
- (4) 広告の色は、カラー表示可とする。ただし、白黒で印刷した際の表示について留意すること。
- (5) 掲載枠数は1枠とする。ただし、1枠を複数に分割したうえで別々の広告を掲載することも可能とする。
- (6) 広告が掲載される対象者は、山梨県職員等とする。
- (7) 過去のP D F形式給与支給明細書を参照・ダウンロード時は、直近に配布されたP D F形式給与支給明細書の広告が掲載される。

(広告の掲載基準)

第6条 広告は掲載基準を満たさなければならない。

(広告主の募集及び選定)

第7条 広告主は、公募の方法により選定する。

- 2 広告主の選定を受けようとする者は、別に定める日までに、自らが暴力団又は暴力団の構成員でない旨の誓約書を添付して、第1号様式による山梨県給与支給明細書広告掲載申込書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による提出を受けたときは、県が定める予定価格以上で、広告掲載料の希望額が最も高い者（複数あった場合にはくじで定められた者）を広告主として選定する。
- 4 県は、前項の規定により広告主を選定したときは、その者と契約を締結するものとする。

(広告の原稿の事前提出)

第8条 広告主は、県が指定する日までに、広告の原稿を電子データにより県に提出するものとする。この場合において、県が必要と認めるときは、広告取扱事業者は、掲載を希望する事業者から暴力団又は暴力団の構成員でない旨の誓約書を提出させ、添付しなければならない。

(広告の内容の審査)

- 第9条 知事は、前条の規定による広告の原稿の提出を受けたときは、掲載基準に基づき審査を行い、広告の掲載の可否を決定する。
- 2 知事は、前項の規定により提出された広告の原稿が掲載基準を満たしていないと判断した場合は、広告主に修正を求めることができる。

(広告の変更)

第10条 広告主は、広告の内容を毎回変更することができる。

- 2 広告主が広告を変更しようとするときは、前二条の規定を準用する。

(広告の削除)

第11条 広告主は、自己の都合により広告枠に掲載されている広告を削除することが

できる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を削除しようとする場合は、書面により県に申請しなければならない。
- 3 第1項の規定により広告が削除された場合であっても、広告掲載料は減額又は還付しない。

(広告掲載決定の取消し)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、第9条第1項による広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が契約で定める日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 当該広告が掲載基準を満たさなくなったと認められるとき。

- 2 前項の規定により、広告掲載決定を取り消した場合であっても、広告掲載料は減額又は還付しない。

(広告主の責務等)

第13条 広告主は、広告の内容等がこの要領に違反することがないように努めなければならない。

- 2 第三者から広告の内容に関し苦情が寄せられた場合その他県が必要と認める場合、広告主は事実関係を確認し、その結果を県に書面で報告しなければならない。
- 3 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 4 広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 5 前項に定めるもののほか、広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は令和元年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は令和3年1月18日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は令和5年1月12日から施行する。

(第1号様式)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

郵便番号

所在地

名 称

代表者名

印

山梨県給与支給明細書の広告掲載申込書

山梨県給与支給明細書広告掲載要領第7条第2項の規定により、次のとおり申し込みます。なお、山梨県広告事業実施要綱及び山梨県広告事業掲載基準を遵守します。

1 希望広告掲載料 金 円 (消費税及び地方消費税含む)

2 連絡先

部 署	
担当者氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

3 添付資料

・誓約書